

平成25年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年6月19日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年6月19日 午前8時56分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

議案第38号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 可児市上下水道事業経営審議会条例の制定について

陳情第3号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書について

陳情第4号 母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望について

報告事項

1. 報告第5号 出資法人の経営状況説明書について
 - ・公益財団法人可児市体育連盟
 - ・公益財団法人可児市文化芸術振興財団
2. 平成25年度「劇場・音楽堂等活性化事業」（特別支援施設）採択について
3. いじめ防止専門委員会24年度活動状況報告と25年度通報・相談受付状況について
4. 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例及び可児市都市公園条例の一部改正について
5. 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部改正について

5. 出席委員（7名）

委員長	澤野伸	副委員長	板津博之
委員	可児慶志	委員	富田牧子
委員	小川富貴	委員	中村悟
委員	酒井正司		

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

公益財団法人	可児市体育連盟	事務局長	高木和博
公益財団法人	可児市文化芸術振興財団	事務局長	桜井孝治

8. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	片桐厚司	水道部長	西田清美
------	------	------	------

建設部長	西山博文	都市計画課長	杉山修
人づくり課長	纈纈新吾	都市整備課長	奥村建示
生涯学習文化室長	小栗正好	スポーツ振興課長	長瀬繁生
図書館長	神戸洋二	市民課長	豊吉常晃
上下水道料金課長	可児芳男	水道課長	田中正規
下水道課長	村瀬良造		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高木伸二	議会事務局 議会総務課長	松倉良典
議会事務局 書記	村田陽子	議会事務局 書記	熊澤秀彦

委員長（澤野 伸君） おはようございます。

空梅雨ということで大変心配をしておりましたけれども、きょうようやく恵みの雨ということで、ただかなり豪雨にもなりそうな予報も出ておりますので、十分注意していただきながら、進めていきたいと思っておりますので、またよろしく願いをいたします。

ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、4月に組織再編と人事異動がありましたので、建設市民委員と異動のあった部課長の皆さんにそれぞれ一言御挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、私のほうから御挨拶申し上げて、副委員長から順次、委員の皆さんの御紹介をさせていただいて、執行部のほうの御挨拶をお願いしたいと思います。

私、今議会の委員長を務めさせていただいております澤野伸と申します。6月議会で、多分異動になるかもしれませんが、十分また皆さんと議論を深めて、よりよい委員会にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、副委員長、よろしく願いします。

副委員長（板津博之君） おはようございます。

副委員長の板津博之でございます。ちょっと挨拶を何も考えていなかったんですが、建設市民委員会は大変所管する範囲が広い委員会でございますので、また新しい部課長とともに、また市民の福祉のために一生懸命やっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。以上です。

委員（富田牧子君） 委員の富田牧子です。

委員（中村 悟君） 委員の中村悟です。よろしく願いします。

委員（可児慶志君） 可児慶志です。よろしく願いします。

委員（小川富貴君） 小川富貴と申します。よろしく願いします。

委員（酒井正司君） 酒井正司です。よろしく願いします。

建設部長（西山博文君） 改めまして、おはようございます。建設部長の西山でございます。

2年ほど建設部から離れておりましたが、昨年は可茂衛生施設利用組合のほうでお世話になっておりまして、また建設部のほうで頑張れということで、いろいろ建設部、安全なまちをつくる中で、災害等もいろいろある中で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

市民部長（片桐厚司君） それでは、市民部へ異動した課長を紹介します。

生涯学習文化室長（小栗正好君） おはようございます。生涯学習文化室の小栗です。よろしく願いします。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） おはようございます。スポーツ振興課の長瀬でございます。よろしく願いします。

人づくり課長（纈纈新吾君） おはようございます。人づくり課長の纈纈です。よろしく願いいたします。

市民課長（豊吉常晃君） おはようございます。市民課長の豊吉常晃でございます。よろしくお願いいたします。

図書館長（神戸洋二君） おはようございます。図書館長の神戸洋二です。よろしくお願います。

水道部長（西田清美君） おはようございます。水道部長になりました西田でございます。長年勤めておりますけれども、初めての水道行政ということで日々勉強の毎日でございます。御指導いただきながら務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

水道部は、課長のほうの異動はございませんので以上でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。またよろしくお願いをいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第38号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設部長（西山博文君） よろしくお願います。

それでは、資料の1のほうの準備をお願いします。ページは26ページをごらんください。

それでは、議案第38号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは新たに可児市の可児柿田流通工業団地地区整備計画区域を地区計画の適用区域に適用させるということで、条例の中に載せさせていただくものでございます。

議案の説明書の2のほうを準備していただきまして、この中の3ページにございます議案第38号でございます。ちょっと順序を間違えて申しわけございません。

可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、(1)の改正趣旨でございますが、可児柿田流通工業団地地区の工業地域指定及び地区計画に係る地区計画決定に伴い改正するものでございます。

改正内容については、第3条第9号の適用区域に可児柿田流通工業団地地区整備計画区域を追加すること。それから、別表第1の可児柿田流通工業団地地区整備計画における建築物の用途の制限に係る規定を追加するというものでございます。

施行日としては、平成25年8月1日を予定しております。

詳しい内容につきましては、担当の都市計画課長のほうから説明させますのでよろしくお願います。

都市計画課長（杉山 修君） それでは、議案第38号、26ページをごらんいただきますようお願いいたします。

この条例につきましては、可児柿田流通工業団地、25ヘクタールほどございますけど、ここを所有する事業者から、工業地域の指定と地区計画決定の都市計画提案がございまして、そのうちの地区計画を都市計画決定することに伴って条例改正を行うというものでございます。

この条例の効果といたしましては、現在この地域には、特定用途制限が設けられておりまして、ホテルとかパチンコ店といったものの建築が制限されております。これは、特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例で規定されておるわけなんですけど、この柿田流通工業団地の部分だけ、この特定用途制限地域から除外しまして、工業地域を指定することで、工業地域で可能となる建築物の用途が若干ございますので、これに地区計画を加えて条例で規定するというので、地区計画適合しないと建築制限がかかって建築確認がおりないこととなりますので、結果的には今までの特定用途制限とほぼこの工業地域の指定プラス地区計画というものが現行と同等の規制となるということのために、この条例改正を行うというものでございます。

ちょっとややこしくて申しわけございませんが、具体的な改正内容といたしましては、26ページの第3条第9号のところに、この柿田流通工業団地の区域を加えるというものと、あと大きなものとしては27ページの真ん中あたり、別表第1の四角く囲ってある部分でございますけど、ここに可児柿田流通工業団地地区整備計画区域における建築物の用途の制限を定めるということございまして、この中に建築してはならない建築物を定めておるわけなんですけど、この四角の右側のほうに法別表第2(る)項というものがございまして、これが実は、工業地域において建築できない建物でございまして、それ以外に、その下の(1)から(4)までの建築制限を、この地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例で加えるというものでございます。

主なものとしましては、(2)のマージャン屋、パチンコ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場、これは競輪でございますけど、あとは(4)の危険物を扱う工場など、こういったものを追加するというものでございます。

ちょっと飛びましたけど、27ページの一番上のところ、26ページからちょっとかかっておりますけど、桜ヶ丘地区の地区計画の規定の中で、第11号に同項を加える改正規定がございまして、これは所要の字句整備でございまして、内容の変更はございません。

それと、ちょっと御迷惑をおかけしました備考のところでございますが、実はこれ、当初の条例、この条例は実は平成19年10月1日に施行されております。この平成18年の建築基準法の改正というものは、実は平成18年5月31日に公布されているんですけど、非常に大幅な改正であったことから、1年半の周知期間をとりまして、平成19年の11月30日に施行されております。ですから、この条例と諸条例が施行された時点では、まだこの改正法が施行されていないというタイミングでございましたので、この条例をつくったときは改正前の建築基準法を土台にして、それに地区計画の網をかぶせていくという条例制定を行ってまいりました。

一方、今回の条例改正は、当然その改正後の現行の建築基準法を土台として定めるということとなりますので、このただし書きにありますように、この改正後の建築基準法によりまして、それを土台にしてこの改正規定を定めるということになってまいります。

あともう1つ、施行日でございますけど、平成25年8月1日ということで、ちょっと1月

ほどおくらせるということですが、これは、岐阜県で関連手続として都市計画審議会による用途無指定地域の区域変更の決定を進めておりまして、これが8月1日に変更告示される予定であります。全ての手続を一体として始めるという意味で、市のほうもそれと施行日を合わせるという意味で8月1日施行という形にさせていただいております。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） これより議案第38号についての質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。質疑のある方、どうぞ。

委員（小川富貴君） おはようございます。

4つほどあるものですから、1個ずつ質問させていただきます、そのほうが……。

まず、虹ヶ丘等のほかの工業団地との整合について、簡単で結構ですから説明してください。2点目、平米当たりの税率の変更があるかなしかについてです。3点目、改正法ですけど、以前の法律とどういったところが違ってきているのかの説明。それと4点目、桂ヶ丘の裏もちょっと開発されているようなんですけども、続いているようで続いていないんですけど、そこら辺の解釈はどういうふうな理解をしたらよろしいのかについてお尋ねします。

都市計画課長（杉山 修君） お答えします。

虹ヶ丘などにつきましても、地区計画としましては、虹ヶ丘の地区計画は、住居地域ですので、この工業団地とはちょっと違う形の、住居地域に合った形の地区計画、例えば……。

委員（小川富貴君） 工業団地のことを。

都市計画課長（杉山 修君） 工業団地でいきますと……姫ヶ丘とおっしゃいましたかね、ごめんなさい。

〔「虹ヶ丘と言ったよ」の声あり〕

委員（小川富貴君） 虹ヶ丘の5区のところは姫ヶ丘と言うんですね。

〔発言する者あり〕

都市計画課長（杉山 修君） 姫ヶ丘につきましては、ちょっとことは違いまして、工業団地ですから工業用途でばしっと決められております。それプラス、この地区計画としましては壁面後退がございます。2メートルを超える門扉については、1メートル壁面後退してほしいという地区計画がございます。工業団地の地区計画としてはそれだけですね。

あと税率につきましては、固定資産税、都市計画税のことですね。これにつきましては、特に何も変更はございません。

委員（小川富貴君） ほかの工業団地とも同じなんですか。

都市計画課長（杉山 修君） 同じでございます。

あと、建築基準法の改正前と改正後の内容でございますけれども、主なものにつきましては、まずそれまでは、例えば非線引きの用途無指定地域、いわゆる用途白地などにおきましては、大規模集客施設が1万平米以上のものでも呼べたわけなんですけれども、この都市計画法の改

正によりまして、1万平米を超える大規模施設、店舗、劇場、飲食店といったものは、原則そういうところでは建築できないということになったという改正がございました。

あともう1つ、桂ヶ丘の北側のことでございますかね。あそこにつきましては、まだ今のところは何も具体的な動きはないというふうに我々のほうでは考えております。ちょっと緑地を設けるかどうかというようなお話はございますけど、まだ具体的には我々のほうに伺っていないという状況でございます。

委員（小川富貴君） では、そこはどういう扱いで開発になっているんですか。工業団地でもない、商業団地でもない、何になっているわけですか。

都市計画課長（杉山 修君） 今現在は全くの用途白地、用途無指定地域になっております。

委員（小川富貴君） そうですか。将来的にここに組み入れていくというようなものとは違うということなんですね、明確に。

都市計画課長（杉山 修君） 今のところは、この工業区域に組み入れるということは考えておりません。

委員長（澤野 伸君） ほかに質疑があられる方。

委員（酒井正司君） 今の確認になりますけど、聞いたかったのは、このただし書きで、法改正の前後、あるいは他団地との要件が違うかなと思ったら、ほぼ運用上、そんな大きな違いはないという御説明だったんで、それでよろしいですな。

都市計画課長（杉山 修君） そうですね。法律の改正がありましたので、土台が変わったから、どこを土台にしているかをはっきりさせるというだけでございます。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑がある委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もありませんので質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第38号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第38号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 可児市上下水道事業経営審議会条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道部長（西田清美君） それでは、資料の2をごらんいただきたいと思います。

説明については資料の1と資料の2を使いますけれども、まず資料の2をごらんいただきたいと思います。

資料の2の3ページでございます。

一番下でございますが、議案第39号 可児市上下水道事業経営審議会条例の制定についてということで、制定の趣旨でございますけれども、上下水道事業の経営に関し、必要な調査及び審議を行うため、可児市上下水道事業経営審議会の設置に関し、必要な事項を定めるものということでございまして、次の(2)はちょっと省略させていただきまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

附則の第2項ということで、本条例の制定に伴う可児市水道料金審議会条例の廃止ということでございます。

それから(3)で、施行日は平成25年7月1日ということでございます。

続きまして、資料の1のほうをごらんいただきたいと思います。資料の1の29ページになります。こちらのほうで詳細な説明をさせていただきたいと思います。

まず、今申しました制定の趣旨のちょっと補足、詳細の説明でございますけれども、これまで水道事業に関しましては、水道料金審議会という市長の諮問機関がございまして、上下水道の料金に関し、調査・審議を行ってまいりました。

今回これを廃止し、有識者や水道使用者など幅広い層から、上下水道の料金に加えて経営面からも一体的に御意見をいただき、経営の合理化、効率化やお客様のニーズに対応した事業経営を行うことに資することを目的とした審議会を新たに設置するというものでございます。

それでは、各条文の説明に参ります。

第1条でございますが、設置ということで、この審議会の性格を記載しております。

冒頭の市長の諮問に応じということで、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく諮問機関であるという位置づけをあらわしております。

続きまして、第2条でございますが、組織ということで、組織の構成でございます。

審議会は、委員15人以内ということと、内容として、公共的団体等の役員または職員、学識経験者、その他市長が必要と認める者ということで、その他につきましては、水道のユーザーというか、利用者の方などを考えております。

続きまして、第3条、委員の任期ということで、2年でございますが、ただし補欠の委員につきましては、前委員の残任期間ということでございます。

続いて、第4条でございます。会長及び副会長ということで、審議会に会長と副会長を設置するということが記載してございます。

次、第5条でございます。会議ということで、会議は委員の過半数の出席が必要であるということと、議事の賛否につきましては、過半数をもって決することなどが記載されてあり

ます。

続いて、30ページに参ります。

第6条でございます。意見の聴取等ということで、必要に応じて委員以外の方の意見を聞いたり、資料の提出を求めることができるということなどが書いてございます。

続いて、第7条でございます。委任ということで、審議会の運営に関し、必要な事項は規則等で別に定めるといったことなどが書かれております。

最後に附則でございますが、この条例の施行期日を平成25年7月1日とするということと、施行に伴い、これまでの可見市水道料金審議会条例を廃止するというのと、最初に委嘱される委員の任期につきましては、第3条の規定にかかわらず平成27年3月31日までにするといった経過措置を定めております。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） これより議案第39号についての質疑を行います。

質疑のある方。

委員（富田牧子君） 幾つか聞きたいですけど、1つずつ聞いていいですか。

まず一番初めに、設置のところですけど、必要な調査というのは具体的にどのような調査を行うのか教えてください。

水道部長（西田清美君） いろいろ内容はあるとは思いますが、料金に関して、私どもの想定しているいろんなユーザーのこれからの人口推計とか、そういったものについて調査を求められたり、ちょっと具体的には余り個々に今思いつきませんが、公費負担のあり方について、どういうふうにどういう調査をしていただきたいとか、そういう諮問に応じて調査を審議会で行っていくということでございます。

委員（富田牧子君） そうすると、水道料金の審議会を廃止したけれど、やることは同じようなことだということですかね、公費負担にしても。そうじゃない新しい経営審議会をつくるということで、もっと内容が具体的にわかるんじゃないかと思うんですけど、そこはどうですか。

水道部長（西田清美君） これまでは、その名のとおり料金だけ審議するというスタイルでございましたけれども、今度は経営全般を見るということで、今年度策定を予定しております中・長期収支計画、それから下水道の長寿命化計画基本構想、そうした経営にかかわること全てを私どものほうで提案し、御意見をいただくということでございます。

委員（富田牧子君） それで、委員の期間を2年とするけど、実際には平成27年3月31日までですから、要するに1年と何カ月ですか、ということで、平成27年の3月議会にはこの結果を出すという、そういう想定でやられるんですか。

そうすると、2年とするというその任期がおかしいと思うんですけど、そんなことはないですか。

水道部長（西田清美君） この任期が2年というのは、最初の委員についてのみ平成27年3月31日までということで、以降は2年間ということになります。そういうことではございませんか。

委員（富田牧子君） わかりました。ちょっと私の理解がおかしかったんで、この委員会は
ずっと続くということですね、要するに。

初めに、最初の委員を平成27年3月31日までとするとしたのは、ここで1つそれまでに
答申を出して、具体案が議会上程されるという、そういう意味で3月31日までということ
で、以降はまた引き続きこの審議会はあるという、そういう理解でいいですか。

水道部長（西田清美君） はい、そういうことでございます。

それと、答申につきましては、いろんな諮問事項が随時発生した場合には、その都度御意
見をいただくというスタイルをとってまいりたいと思います。以上でございます。

委員（富田牧子君） この1回目の審議会についてですけど、平成27年3月31日まで、どれ
ぐらいの回数を予定しておりますか。

水道部長（西田清美君） 回数については、随時開催ということでございますので、特に予
定はしておりませんが、今年度につきましては、一番近いのが中・長期収支計画の策
定が多分秋ぐらいになると思いますので、その時点で最低1回ということでございます。以
上でございます。

委員（小川富貴君） すっかり顔ぶれが変わってからこういう議論が始まるのかなというふ
うに思っておりますが、これは明確に企業会計に持っていくための審議会という位置づけで
あると思いますが、それでよろしいですね。

水道部長（西田清美君） 中には、企業会計へ移行していくということもありますけれども、
それだけではなくて、先ほど申しましたように経営全般に対する審議をしていくというこ
とでございます。

委員（小川富貴君） さきの部長は、あなたのすぐ前の部長は、5年をめぐりに企業会計にし
ていくという方針を出されておりました。企業会計にするには、健全経営で、要するに管理
費、運営費を収入で賄えというような明確なものが出ているんですけど、そのさきの部長
は一切値上げはしませんと何度も公言されていたわけですが、これはメンバーチェンジがこ
ろとすると、5年をめぐりに下水道料金値上げという審議会である位置づけがはっきり見え
てくるわけでございますけれども、まず上水道と下水道って、企業でもかなり違うわけですよ
ね。負っている借金の額も相当違うわけですけど、こちら辺って年2回でやっていけるん
でしょうか、まず単純なところからですけど。

水道部長（西田清美君） ちょっと順序が逆転するかもしれませんが、年2回という
ふうには申しておりません。随時開催ということでございます。

それから、企業会計への移行については、基本的には水道事業はもう企業会計でやってお
りますので、ただし今年度ちょっとその内容を一部変更はいたしますけれども、法律に基づ
き。下水道については、大体平成29年ですから、前の部長が言われて5年たつと平成29年、
平成29年度に企業会計に移行し、その目的としては、今のところ官庁会計ですと1年間のお
金の流れしかつかめないということがございまして、そこで経営の内容をきちっと判断する
というのはなかなか難しいということで、資産、損益、そういったものをきちっと見える状

態にするという言い方がわかりやすいと思いますけれども、そうした決算時の資産や負債の状況をきちっとわかるようにして、将来の負担などの全体像を把握するために企業会計に移行するというごさいます。ちょっとわかりにくい説明だったかもしれません。

委員（小川富貴君） たとえ企業会計じゃなくても特別会計でも、それらは当然やるべきことであつたと思いますよ。

ところが、なかなか外に出ていない問題があつたから、企業会計の精神みたいなものをきちっと持ってやらなきゃいけないということは、私は平成16年、17年から指摘してきたところごさいます。この取り組み、要するに国から来た、前の部長のおっしゃつたところの5つの項目について、1つずつチェックしていくと、この審議会の中でこういったことが本当に1つずつデータを持って議論をすることができるのかどうなのかということをおもうところごさいます。

この5項目の中に、市民にもというふうに書かれているところがあるんですけど、議会にというのがその前に書かれているんですね。審議会も重要ですが、議会に対しても、こういう審議会に出される資料をどの程度のものを本当に今きちんと透明に出さなきゃいけないとおっしゃつたような資料が、議会にも、この場にも提示されるのかどうなのか、そこら辺をお尋ねしたいんです。今度の審議会に、こういう資料を出して、こういう議論をしますということをおあわせ持って議会にも出していただかなきゃいけないと思うんですが、どうでしょうか。

水道部長（西田清美君） ちょっと今、そこの辺までの検討といひますか、考えをちょっと持っておりませんでしたので、検討をさせていただきたいと思ひます。以上ごさいます。

委員長（澤野 伸君） 審議会条例の中身についての質疑をお願ひしたいと思ひます。

議会についての部分はおあつたごさいますので、条例の中身についてちょっと質疑のほうをお願ひしたいと思ひます。

委員（小川富貴君） 委員長に申し上げます。

まさしくこれは中身なんです。どういう意図を持って、どういう内容を議論するかごさいますから、逐条審議にはあたりませんけれども、もともとの趣旨から始まって、ちゃんとやれるかどうか、企業会計としてね。企業会計に持っていくためにやるために、企業会計にするには国から来た5つの項目がちゃんとあるんです。それを生かしてやるということが趣旨なわけごさいますから、その趣旨に沿つたやり方ができるのかということをお聞いておりますので、逐条審議ではないんですけれども、一番重要なところであると思ひてお話ししてごさいますので、それは御理解願ひたいというふうにお思ひます。

委員（富田牧子君） 私も、先ほどの小川委員の言われることは本当に必要だというふうにお思ひて、私たちがわからなければ全然いけませんので、資料のそれはお願ひしたいということで、言われたことはそのようにお思ひます。

それで、第2条第2項第2号ごさいますけど、審議会は15人以内をもって組織するという、このいつもひっかかるところは学識経験を有する者という、本当にその学識経験を有する者を選

んでいただけるのか。こういった学識経験を重要視して選ばれるのか、ちょっとお伺いしたいです。

水道部長（西田清美君） やはり経営という観点から見ると、税理士、あるいは公認会計士は余りお見えにならないので、税理士になろうかと思えますけれども、経理内容がわかる人。それから、あとはいろんな都市の基盤整備ということにもつながりますので、そういった意味で大学の先生などを想定しております。以上です。

委員（酒井正司君） 関連ですけど、これは非常に名前からいくとすばらしい、一步前へ出たかなという印象は受けるんですが、果たしてそんなに機能するかなという危惧を持ちます。

というのは、言ってみたらこれはインフラの長寿命化であったり、維持ということだと工学部のテリトリーですな、今の言われる専門家を呼ぶとしたらね。今度、料金だとか、いろんな将来の人口予測ということ、これはちょっと違って経営的な、ちょっとソフトの部分の専門家ということになりますね。

それを融合して、最終的には料金であったり、いろんな維持管理の将来像を見つけ出そうということでしょうけれども、今の委員のところで、公共団体等の役員または職員となると、ソフトの部分というふうに私は理解して、第2号の部分が今のハードの部分と思うんです。

運営上、かなりこれは細分化するのか、専門的に分けるのかしないと、何かきれいに見えるんですが、果たして機能するかなあという、そういう危惧を持っておりますけれども、どうでしょう、その辺。

水道部長（西田清美君） 今の御意見はごもっともだと思います。

したがって、この流れの中で、ひょっとしたら分科会、部会というものを考えていく必要もあるかと思えますけれども、当面はこのスタイルでやってまいりたいということを思っております。以上です。

委員（小川富貴君） 酒井委員がおっしゃったとおりでございます、どういう専門家と言ったら、下水道で見れば経理ですよ、明らかに。500億円近い借金が現在残っているんじゃないですか。それを健全経営に向けたって、この5つの中で確実にそうなわけです。将来世代にこれを残すのかどうかといたら、はっきりうたってあるんですよ。事業の管理運営費用の全てを回収できる水準に下水道料金を設定し、確実にこれを徴収するように努めなければなりません。これをもとにして企業会計にすれば、料金をどういう形で上げていくかの議論がメインになるはずなんですね。その専門家がどういう専門家かということ、確かに長寿命化もあるパートではおやりになるかもしれないんですけど、柱としては企業会計に向けていくためというものであれば、こういうことが議論されるんだろうなというふうに思うわけです。

そのときに、以前一般質問のときにそごという問題を明確におっしゃってくださったんですね。そごがあったわけです。そごの改正に向けて、きちんとそこら辺をやった上でこういうことをやっぱりやっていくべきだというふうに思うんです。そごを残したまま、要するに

法律違反みたいなことが現実に起こっているわけです。それをきちんとして健全化に向けた取り組みはされるべきだと思いますが、担当者としては今どういうふうに思われますか。水道部長（西田清美君） まず第1点でございますけれども、必ずしも値上げを前提としてこの審議会を発足させるわけではありません。

料金について言えば、確かに国のほうの書き方では、こういうことを書いてはありますけれども、果たして料金だけで賄っていけるかということ、現実問題としては非常に難しいところがあります。そうしたところも、政治的な配慮と言ったらあれですけども、加味していく必要もあると思いますし、言いたいことは、必ずしも料金の値上げを考えているというものではありません。

それと、そごというお話については、多分前の一般質問のときに加入率、それから人口推計のお話だったと思います。これについては、やはり新たに今年度策定する基本構想の中で修正をし、そして企業会計に向けていく中でどういうふうにしていったらいいのかというのをこれから考えていかなければならないと思います。以上でございます。

委員（小川富貴君） どういうふうにやらなきゃいけないかということを考えていかなきゃいけないんじゃないかと、早急に今何をやろうとしているのかという政策、対策、具体的なものをお持ちですか、そご解消のための。

水道部長（西田清美君） そご解消というより、今できることということで、非常に下水道の運営をしていく中で、今、不明水というものが非常にたくさんあるということで、こうしたものを解消するために管路の調査を今年度から始めておりますけれども、そういうものを充実させて、経費の縮減を図っていきたいということを取りあえず考えております。とりあえずという言い方はあれですけども。

委員（小川富貴君） 私、一般質問で、推計で20億円取り損なっていますよというお話をしたと思うんですね。要するに、3年以内の接続が義務づけられているわけですよ、法的に。それをたった2回アンケートやっただけでお願いしているというようなことでしたけれど、3年以内で接続しなきゃいけないんだったら、やっていかなきゃいけないわけです。それをずうっとやっていらっやらないことに関しての不作为という問題が発生しているんです、現実に。そこに対してどういう政策をどういう形でやるということを確認した上で、こういった審議会に持っていくのが行政としての筋だというふうに私は考えております。それについて、何かあったらひとつ答えてください。

水道部長（西田清美君） 委員、今、不作为というふうにおっしゃられましたけれども、全く何もしていないわけではなくて、やはり接続しやすい環境をつくるということで、リトイレット・プランという利子補給というような制度がありますし、啓発はがきの送付などしております。そういう中で、非水洗化トイレの減少というものを図ってっております。以上でございます。

委員（小川富貴君） リトイレット・プランもアンケートはがきも入れての話をしているんです。2回アンケート、はがきを送っただけで、接続してくださいという強いインセンティ

ブにはならないんです。そういうことを言っているんです。そこら辺を踏まえて、不作為を全部で入れているんです。だから、それを解消するために、どう強力な形を打ち出していかということが法的に、要するに3年以内に接続しなきゃいけないわけですからね。

納税でも、この月までに払わなければ差し押さえますよというはがきが来ますよね。あれと同じ法的な根拠があるわけですから、そういったことも本当につないでいくということを答えていращやるし、そういう方針であればやっていく必要があるかと思います。これはここで終わりです。きちんと出してください。

逐条審議のところで、先ほど富田委員がおっしゃった15名の委員構成で、専門家は専門家で入れてくださるでしょう、経理の専門家も含めて。私がお聞きしたいものは、最後の市長が求める人。私なんか市民だったら絶対入りたいと思うんですけど、公募なんか当然お考えでしょうね。

水道部長（西田清美君） 今おっしゃったように、その他というところは、やっぱり一般的なユーザーということになると思います。

そこをどういうふうに変定していくかということについては、今、人づくり課のほうで女性のそういういろんな審議にかかわっていきたいという方を公募で集めて、リストがつくってございます。その中で、まず選定をさせていただきたいというふうを考えております。以上です。

委員長（澤野 伸君） ほかに質疑ございますでしょうか。

副委員長（板津博之君） 一応、この条例は平成25年7月1日から施行ということですが、その後のスキームというか、大まかな流れはどうなりますでしょうか。もちろん可決されたとしてですね。

水道部長（西田清美君） まず、今お話がありましたように、人選をとにかく早く着手したいと思います。

それから、いろんな私どもも審議会にかけるに当たっては、今作業がありますので、長寿命化計画の基本構想、それから中・長期経営収支計画、そうしたものの策定をなるべく急いで、秋ごろまでにできたら第1回目ができたらいいなということを考えております。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。討論のある方。

委員（小川富貴君） 議案第39号 可児市上下水道事業経営審議会条例の制定についての討論を行います。

下水道経営の健全化に向けた取り組みの留意事項が平成16年に国のほうから示されています。これの6番目、一番最後ですけど、下水道管理においては、議会・住民等に対して十分な説明を行うことを抜きにして事業の円滑な運営は望めないことを再認識する必要がある。

要するに、今までこういったことが明らかに、ややもすればされていなかったことの反省も十分にさせていただかなければならないところだろうというふうに思います。

特に、下水道事業は地方財政法で地方公営企業として位置づけられるということから、独立した企業としての経営が成り立つことが期待されていることから、企業体であることの明確な自覚を持って経営に取り組まなければならないというふうにしてあります。

先ほどの議論で、値上げを目的にするものではない。当然そうだと思います。審議会ですから、値上げだけを目的にするわけではないわけですが、今の下水道会計の現況を見れば、ある程度の値上げはやむを得ないというところがあるかというふうにも思います。

私は、こういった透明性を持ってきちっと情報公開をしながら、現況をきちんと皆さんに提示して、時間を掛けてきちっと議論をしていくということは、この市のためにとっても今後重要なことであるというふうに思います。

きちんとかようなことを留意しながら、積極的な展開をしていってくださることを願います。今回賛成討論とさせていただきます。

委員長（澤野 伸君） 他に討論の方、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第39号 可児市上下水道事業経営審議会条例の制定についてを採決いたします。挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第39号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書を議題といたします。

本陳情の取り扱いについて御意見をお願いいたします。

副委員長（板津博之君） 今回、この陳情第3号、それから第4号についても、同じ方からの陳情ということになっておるわけですが、まず内容を私もそれなりに精査させていただきまして、法輪功というこれは宗教団体の方が中国において迫害を受けているというような趣旨になるかと思いますが……。

委員長（澤野 伸君） 陳情3号から。今の、4号でしょう。

副委員長（板津博之君） 3号です。

委員長（澤野 伸君） 今の迫害を受けているのは4号……。

副委員長（板津博之君） 4号もそうなんですが、内容的には臓器移植の絡みなんですけれども、概要を大枠で捉えると迫害に当たるかなというふうに思うわけです。

例えば、台湾では法輪功の学習者が臓器狩りをされていることに対して非難をし、18の県と市議会で議決をしたというような内容で書かれておりますけれども、いずれにしても、今回これが出てきたことで、陳情事項のほうを見ていただきますと、1項目に本市にかっ

てくる部分は、各都道府県、それから市町村は管轄下の住民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止する条例を制定することという部分になるかと思うんですが、当委員会でこれを現段階で審議するには、ちょっとまだ恐らく各委員のまだ議論と情報収集というか、そういう認識的な部分とか、ないしはまだ議論が足りないかというふうに私は思っておりますので、今回につきましては、陳情第3号の取り扱いは聞きおきということでいかがかなというふうに思っております。以上です。

委員長（澤野 伸君） 他に御発言はありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、他に発言もありませんので、陳情第3号については今副委員長のほうから御提案がございました聞きおきとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、陳情第3号については建設市民委員会、聞きおきとさせていただきます。

次に、陳情第4号 母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望を議題といたします。

まず、取り扱いについて御意見を求めたいと思います。

副委員長（板津博之君） これにつきましても、内容的にはこの陳情者のお母様がその法輪功の学習者ということで、本当に健康のためにこの法輪功を学んでおったところが、不当に逮捕されたというような趣旨だと思います。

これについては、各いろんな報道機関で報道もなされておまして、この娘さんが、例えば名古屋市東区の中国の総領事館前でSOSを訴えられたということもあったようですし、また昨年だと思われるんですが、岐阜県内の60人以上の地方議員の署名を集めて外務省に提出したということも報道をされております。

以上のことを含めましても、国内でもそういった方の動きが国会議員、地方議員の中から署名運動が起こっておるといってもあるようですので、内容的にも非常に人権侵害をされていることは私も重々わかったところでございますが、いずれにしましても先ほどと同じ理由で、やはりまだ今回こうやって出てきたばかりですので、国または県、それからほかの市町村の動きも注視しながら、各委員の見識も深めていただいて、今回につきましては聞きおきということでいかがかなというふうに思っております。以上です。

委員長（澤野 伸君） ほかに御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、ほかに発言もないようですので、陳情第4号については、今御発言のありましたように、建設市民委員会聞きおきとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、聞きおきとさせていただきます。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それでは、お諮りをいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成については、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。少しだけですけれども、私のほうからお話をさせていただきますが、議案第39号についての部分で、非常に御意見いただいたところの議会に対する報告というものも求めていくということが2名の委員のほうからも御発言がありましたので、その件についてもあわせて御報告の作成をさせていただきますので、御了解をしていただきたいと思いますというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「ぜひ」の声あり〕

わかりました、ありがとうございます。

それでは、御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

ここで席次変更のため暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前9時56分

再開 午前10時02分

委員長（澤野 伸君） お待たせをいたしました。

それでは休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

報告事項1．報告第5号 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として公益財団法人可児市体育連盟事務局長 高木和博さんに御出席をいただきました。

それでは、早速でございますが説明を求めたいと思います。よろしく願いいたします。公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 私からは、可児市体育連盟の経営状況を報告させていただきます。

資料といたしましては、議案配付資料の11と12、それと追加資料として3部ございます。

まず、資料11の平成24年度事業報告と決算報告を報告させていただきます。

まず1ページをごらんください。

体育連盟の事業といたしましては、大きく3事業ございます。

最初のスポーツ振興に関する事業では、1年をかけて地区対抗方式による競技会を22競技開催いたしました。その競技会の総合開会式として、平成24年4月22日に第31回可児市総合体育大会を開催いたしました。

平成24年12月9日には、第55回可児駅伝競技大会を132チームの参加により開催、平成25年2月17日には、2,607人と過去最大の申し込みをいただきました第31回可児シティマラソン大会を開催いたしました。そのほか、トレーニング講習会を45回開催し、667の方が受講をいたしました。スポーツ教室としては、13講座249人が参加いたしました。また、広報紙「体連かに」を9月と3月に発行いたしました。

次に、錬成館の管理運営事業でございますが、柔道場、剣道場、会議室、和室合わせまして3万4,600の方が利用されております。

3番目の体育施設の受託に関する事業といたしましては、B & G海洋センターの体育館を初め10の業務を受託し、市民の皆様へ安全・快適なスポーツ施設として利用をいただいております。

2ページをごらんください。

役員と職員に関する事項です。

平成24年度末現在、可児市体育連盟の役員は会長1人、副会長2人、専務理事1人と理事16人の計20人で理事会を構成しております。そのほかに監事2人、評議員37人で評議員会を持っております。

職員は正規職員4人で、うち1人が市からの派遣でございます。また、テニスコートの管理として4人の臨時職員を雇用しております。

4ページをごらんください。

会議に関する事項でございます。

年度の5月と3月に定例の理事会と評議員会を開催しており、事業報告と決算、事業計画と予算を審議しております。また、平成24年度は公益財団法人への移行の関係で、臨時理事会と臨時評議員会を開催いたしました。

6ページをごらんください。

契約に関する事項でございます。

受託のための業務委託関係やシティマラソン等の契約を28件結びました。

次に、決算について報告させていただきます。

資料の18ページをごらんください。

時間の関係で、決算額だけ説明いたします。

体育連盟の会計は、体育事業や受託関係の一般会計と、20ページにあります錬成館の運営管理に関する特別会計の2本がございます。

初めに一般会計ですが、収入の部として基本財産運用収入として定期預金利息2万円、会費収入で加盟団体会費や賛助会費が199万7,400円、事業収入でスポーツ教室や講習会の受講料で94万6,100円、体育施設受託費といたしまして3,029万5,014円、合わせまして3,124万1,114円。市の補助金といたしましては2,116万6,865円、シティマラソン等の参加費で418万7,500円、雑収入で76万4,191円であり、総収入事業費としましては5,937万7,070円でした。

これに対しまして、支出の部でございますが、総合体育大会事業費といたしまして92万6,652円、選手派遣事業費といたしまして28万500円、体育振興事業で807万8,029円、主なものではマラソン参加賞として164万円ほど、マラソンの計測等で298万円ほどがかかっております。

次に、団体育成強化費といたしましては381万1,400円、年2回発行する広報紙で44万7,602円、表彰事業で20万5,855円、指導者養成で1万円、体育施設の受託費として2,883万

8,701円。これは、主に職員給与や臨時職員の給料、及び施設管理人賃金であります。管理費としましては、1,604万6,581円で、これは主に財団法人関係の支払いになっております。派遣職員の給料や専務理事の報酬、消費税であります。

あとは、固定資産購入費としてファイルサーバーの購入、積立金でございまして、支出も合わせまして5,937万7,070円でございます。

次に、20ページの特別会計でございます。

収入の部といたしましては、使用料収入で132万4,010円、市からの運営補助金といたしまして1,469万8,913円、雑収入で8万2,634円、合わせまして1,610万5,557円でございます。

支出といたしましては、運営費で1,574万3,832円。これは、職員給与や光熱水費、施設の保守点検が主なものでございます。固定資産取得として、会計ソフトを購入いたしまして、合わせて1,610万5,557円の支出でございます。

最後に、体育連盟の財産でございますが、11ページをごらんください。

基本財産といたしまして、定期預金7本を持っております。6,800万円でございます。決済預金といたしましては、5,193万64円、合わせまして1億1,993万64円の預金と特定資産のマラソン積立金といたしまして48万9,000円があります。

あと、錬成館の固定資産といたしまして1億3,559万8,735円でございます。現金と固定資産を合わせまして、24年度末2億5,601万7,799円の資産がございます。

以上が平成24年度の事業報告と決算になります。

続きまして、資料12をごらんください。

平成25年度の事業計画と予算について説明いたします。

体育連盟は、この4月から公益財団法人に移行いたしました。体育連盟といたしましては、公営的社会責任を自覚し、市内のスポーツ団体の先頭に立ち、各種スポーツ事業を邁進する所存でございます。

1ページをごらんください。

「示せ躍進 広げようふれあい 可児市体連」のスローガンのもと、中段にございます重点項目8項目を掲げ事業展開をしていきます。

4ページをごらんください。

具体的な事業といたしましては、1番から32番までございますけれども、3番の総合体育大会開会式、7番、8番の定例理事会、評議員会は終わっております。

昨年度、清流国体の関係で中止されました可茂地区体育大会や岐阜県民スポーツ大会は、復活をいたしました。可茂地区体育大会につきましては、10番目にございますけれども、7月21日から開催されますけれども、既に選手・役員340名を派遣することになっております。

17番の第6回岐阜県民スポーツ大会は9月中旬の予定でございます。それと、22番の第56回可児駅伝競走大会、27番の第32回可児シティマラソン大会、それとスポーツ教室、トレーニング講習会も随時計画しております。

また、本年度はシティマラソンにハーフマラソンの部を創設可能かどうかの発起人会を立

ち上げておりまして、研究・協議いたしております。

事業計画は以上でございます。

次に、当初予算でございますが、先ほども申し上げましたが、4月から公益財団法人に移行した関係上、会計の予算科目が平成26年度からは大きく変わる予定でございます。現在の一般会計と特別会計の2本立てから、公益事業、法人事業へと変わる予定になっております。

平成25年度予算につきましては、職員給与や福利厚生費、それから共済掛金負担金などは各事業での職員の従事割合で案分してありまして、追加資料にもあります共通費の配付による予算計上といたしました。

5ページからあります一般会計、特別会計とも、現在のところ予算科目は平成24年度と変更はありません。同等の内容を見込みまして、一般会計では総額6,877万4,000円ほど計上しております。それから、特別会計としましては1,141万9,000円ほどで、合わせまして8,019万3,000円ほどの予算を計上させていただいております。

以上でございます。

委員長（澤野 伸君） それでは、今御説明のあった部分につきまして、質疑を行いたいと思います。質疑のある方。

委員（小川富貴君） 私、ごめんなさい、この会計をちゃんと見ていなかったことを今すごく反省しているんですけど、市からの補助金が2,000万円で、ほとんどあとはいろんな収入でやっていらっしゃるといのが見えるんですね、とっても健全に。それで、貯金が年間の全ての決算額の何倍になるんですか。6,000万円で、貯金が現金だけで1億2,000万円あるということについて、法人化するときそこら辺の話合いはどういうふうにされたんでしょうか。

公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） お答えします。

体育連盟は、昭和59年2月に県から申請完了いたしまして、3月に法人許可をいただいておりますが、当時、法人にするときに基本財産をつくりなさいということで、そのときの許可の基準が1,000万円以上基本財産が要ということでございまして、基本財産を得るために企業、それから市内の銀行等から賛助会費として寄附金をいただきまして、それを一旦市のほうに入れまして、市のほうから出資金という形で財団法人のほうに基本財産ということでいただいております、そのお金が約1億円ちょっとあるということでございます。

ただ、当時は基金の果実、要は金利ですね。金利が7%という大変高い時期でございまして、基金の果実で運営ができるだろうという見込みで財団法人をつくったわけですが、この低金利時代になりまして、なかなか定期預金、先ほども報告しましたように利息も年間2万円ほどしかつかないということで、市の補助金なしでは運営はできないというのが現状でございます。

委員（小川富貴君） ある程度、御寄附いただいたもので年6%、7%で運営できていたときは、市の補助金はなかったということですか。

公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 当時から、基金ができましたも、ま

だいろいろ体育連盟、錬成館を中心にいろんな事業展開をしなくてはいけなかったのも、当然その当ても補助金をいただいて運営をしてきました。

それと、この4月から公益法人になりましたので、賛助会費に対しましては税控除の恩典が付きましましたので、今まで賛助会費としていただかなかったところも、この5月からダイレクトメールを送りまして、協賛金を何とかふやして運営のほうへ回したいというふうに今活動しておるところでございます。

委員（小川富貴君） 例えば、市の財政ですと、300億円を支出する年間の財政規模からいったら、それと比べたら物すごく大きなお金がある、現実的にね。とすれば、公営企業として市からの補助金なしでも十分にやっつけられる展望ってあるんじゃないですかしらね、今の経営規模から見たら。

公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 何とか、市の補助金なしというわけにはいかないもんですから、補助金はできるだけ精査して使わせていただいて、予算額以下にして、毎年決算のときにはお返しを市のほうにしております。

それと、先ほどもお話ししましたけれども、体育連盟事業としては、できるだけ収支で市の補助金に頼らない方向で考えておりまして、先ほどのシティマラソンにつきましても、やはり料金設定が非常に安いものですから、これを運営のほうにしっかり持っていけるようにということになりますと、参加費を上げて、何とか収支を合わせたいと、そういう思いも財務委員会のほうでは持っておりますので、そうした努力はこれからも頑張っていきたいと思っております。

委員（小川富貴君） これから注意して年間推移を見ていきたいというふうに思います。頑張ってください。

最後にですが、スポーツセンターの機器がかなり古くなってきているというお話をよくお聞きするんです。もっとスポーツセンター、以前のようにきれいに、機器も壊れたまんま放置するのではなくて、取りかえていってほしいという意見がありますので、ぜひそこら辺のことも考慮してくださいますように。以上です。

委員長（澤野 伸君） ほかに質疑、ございますでしょうか。

副委員長（板津博之君） 先ほど事業計画の中で、シティマラソンにハーフのコースを今検討しておるということで、こここのところの参加者の増減というか、ふえているとは思いますが、どんな感じなんでしょうか。

公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 実は、シティマラソンにハーフを入れるということは、マラソン人口というのはぐっとこの6年間でふえておりまして、ハーフを入れることによって参加者をふやして、それも参加料もある程度高金額にしてもハーフの方というのは見えるということで、体育連盟の中で、その体育連盟の存在も示さなくてはいけないということで、実は6月12日に発起人会をいたしました。

その発起人会の中には、日本昭和村のハーフマラソン大会、これは日本昭和村ハーフマラソンは1月の第2日曜日にやるわけですけども、ことしでもう既に6,300人ほどの参加が

あったということ。それと、参加料も高額に設定してございまして、収支につきましては黒字、それと大会運営も参加料で賄っておるということで、可児市としても、体育連盟としても、その規模になっていかないかなということで、研究をいたしております。

ただし、公道を約17キロ以上走ることになるので、警察の許可だとか、それからボランティアの数が、日本昭和村は約1,000人のボランティアを持っていますけれども、可児市としてはまだ315人ということで、3分の1程度しかボランティアがいないと。ですから、そのボランティアをいかに確保するかということと、公道の17キロの許可をいかに警察からいただくかということとございまして、次回の発起人会につきましては、公道の17キロにつきまして、複数案、案をつくりまして、警察と協議をしていきたいというふうに今考えておるところでございます。

警察の協議が出ないと、ほかのことを話しても前へ進まないということで、まずはコース設定からということで考えております。以上です。

副委員長（板津博之君） ぜひそういったまずクリアにするところはあるかと思うんですが、マラソン人口、やっぱりふえておるということ、ひとつ風物詩として、シティマラソンがまた可児市に根づいていくことをお願いしたいなというふうに思っておりますので、また努力のほう、よろしく願いいたします。

委員長（澤野 伸君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

参考人の方には、まことにありがとうございました。参考人の体育連盟事務局長、ありがとうございました、御退席していただいて結構でございます。ありがとうございます。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明に移ります。

本日は、参考人として公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 桜井孝治さんに御出席をいただきました。

それでは説明をお願いいたします。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 議案配付資料ナンバー13、経営状況説明書に沿って説明をいたします。よろしく願いいたします。

資料は、平成24年度分と平成25年度分から構成をされています。各ページの下にページ数が振ってございます。

まず1ページでございます。

平成24年度の事業報告でございます。大きく分けて3つの項目としております。

1つは、鑑賞体験促進事業。これは、良質な舞台作品を市民の方に提供するというものでございます。

一例を挙げますと、音楽については、恒例のニューイヤーコンサートをウィーンフォルクスオーパー交響楽団により実施をいたしました。また、邦楽部門における伝統芸能につきましては、人間国宝の常磐津一巴太夫さんの素浄瑠璃、その多彩で奥深い芸の心に触れること

ができました。

2つ目のまち元気・市民交流促進事業といたしましては、大型市民参加事業であるコンテンツポラリーダンス「オーケストラで踊ろう」や、出演者とスタッフの方が市内に滞在してつくり上げるa1aコレクションシリーズ、この第5弾として「高き彼物」を制作いたしました。また、シリーズ恋文も3年目となっております。

また、ワークショップにつきましては、地域拠点契約を締結しております劇団文学座、新日本フィルハーモニー交響楽団により、市内の公民館や学校、福祉施設などに出向いて、a1aに来られない市民の方にも芸術を楽しんでいただくという機会を提供いたしました。

3つ目の貸し館事業・施設管理につきましては、利用者の皆様が快適に利用できるように、舞台技術面でのアドバイスを含めて、職員が丁寧に対応するように心がけております。

また、開館後10年を経過した施設につきまして、計画的に修繕を進めてまいりました。

2ページをお願いします。

2ページ、その他でございますが、平成24年度は市制施行30周年、a1aの開館10周年という節目の年に当たりましたので、市民ミュージカル「君といた夏」の再演、地元可児交響楽団と市民合唱団による可児市民第九演奏会の開催、それから県の第20回飛騨・美濃歌舞伎大会の誘致などを実施しております。

続いて、3ページ以降は事業別ごとの報告を記載してございます。

時間も限られておりますので、詳細な説明は省略させていただきますが、最初の鑑賞体験促進事業としまして、3ページから5ページにわたりますが、落語、演劇、音楽、クラシックなどの22の事業を進めてまいりました。

6ページをお願いします。

6ページ、まち元気・市民交流促進事業のうち、自主事業・自主企画公演としましては4つの事業を実施しました。

中でも、ナンバーの1にあります大型市民参加事業であります「オーケストラで踊ろう」につきましては、総勢110名を超える市民のダンサーの方、それから市民オーケストラの方、それからプロのスタッフ、財団との共同により実施したものでございます。

また、a1aコレクションシリーズにつきましては、石丸謙二郎さん、田中美里さん主演によりまして、出演者とスタッフの方が市内に1カ月半滞在して、a1aで芝居をつくり上げました。その芝居につきましては、a1aで公演した後、東京や全国各地で公演に回ったものでございます。

7ページ目からは、まち元気・市民交流促進事業のうち、ワークショップ、アウトリーチに関するものでございます。5事業続いてまいります。

それから8ページに行きまして、講座に関するものが3事業と続いてまいります。

9ページの芸術団体等支援につきましても、5つの事業を行ってまいりました。

続きまして、10ページの上段、文化祭につきましては、市からの委託事業としまして、音楽祭、美術展、文芸祭の3つの事業を行いました。

それに続きます市制施行30周年記念事業につきましては、先ほど2ページで御紹介したものの詳細でございます。

11ページをお願いします。

11ページですが、財団の役員等に関する報告となっております。理事長、理事6名、監事2名、評議員13名となっております。

職員につきましては、館長以下23名の職員体制で運営をしております。

12ページ、役員会等につきましては、3回の理事会が行われ、評議員会も同日に行っております。

13ページをお願いします。

13ページから17ページにかけましては、契約に関する事項として、1件30万円以上の契約業務を記載しております。

このうち事業に関連した業務契約につきましては、鑑賞事業や自主制作事業、ワークショップに係るものなど69件がございました。

また、施設の管理に関する契約は、清掃業務、消防設備の保守点検、警備業務など12の業務を契約しております。

続いて18ページからは、財務諸表関係になります。

貸借対照表がございますが、説明につきましては19ページからの正味財産増減計算書において行います。

ここで少し補足をさせていただきますが、19ページから21ページにおける前年度という欄がございます。この欄につきましては、平成23年度の6月に公益財団法人に認定されたことから、この欄には6月から3月までの10カ月分の数字が入っております。前年度と比較するという点では、平成24年度は1年分、12カ月分と、平成23年度は10カ月分を比べるのは非常に変則的でございますので、資料としましては、少し飛びますが、29ページから正味財産増減計算書（通年比較用）というものを資料として作成いたしました。この表におきまして、前年度とありますのは、公益財団法人になる前の2カ月と公益法人になってからの10カ月を合わせた1年分が記載されておりますので、説明についてはこの29ページからさせていただきます。よろしく申し上げます。

29ページの1の1、経常増減の部でございますが、(1)経常収益といたしましては、数字でいきますと上から3段目になるかと思いますが、事業収益は5億8,228万8,595円ございました。

内訳として、主なものは上から4段目、入場料収益4,602万9,565円で、前年比較で約307万円の増額となっております。

数字の上から8段目になりますが、利用料金収益というのがございます。これにつきましては、3,199万661円で、前年対比523万円ほどの増額となっております。

その2段下、公演事業収益3,320万円ほどにつきましては、自主制作の芝居「高き彼物」をほかの会館に売り込んだ収益でございます。

その下の指定管理受託収益としましては、4億6,000万円を受けております。

中段にあります受取補助金等につきましては、3,167万9,471円、内訳としまして主なものは国庫補助金が2,600万円、これは地域の中核劇場として文化庁から交付された補助金でございます。文化庁全体の補助金総額が前年に比べて減額されておりますので、可児のほうも減額となっております。

その他の受取補助金と、それに続きます受取負担金につきましては、26ページにその項目と金額が記載されております。

29ページに戻りまして、(1)の一番最後、経常収益の計といたしましては、6億1,900万5,896円でございます。

次に、中段より下の(2)経常費用につきましては、大きく事業費とそれから管理費に分けて支出をしております。

事業費につきましては5億3,560万1,684円。内訳としまして、主なものは給料手当が1億2,145万円でございます。

30ページへ行きますと、上から5段目になりますが、光熱水費につきましては4,347万円でございます。

上からで行きますと13番目になりますが、委託費という項目がございます。委託費につきましては、2億6,573万円となっております。

続いて、中段にあります管理費につきましては6,212万1,998円でございます。

主なものとしましては、下から4段目にあります委託費の2,212万円がございます。

経常費用の計につきましては、31ページへ行きますと、上から3段目、経常経費の計は5億9,964万3,023円ございました。

増減額としましては、その次の4段目になりますが、差し引き1,936万2,873円が当期の経常増減額となります。

この金額に前年度の期末残高を加えた31ページの一番下の数字になりますが、正味財産期末残高につきましては1億6,431万4,810円ございました。

説明資料を戻っていただきますが、22ページをお願いします。

22ページから24ページにかけましては、縦横が逆になりますが、ただいま説明申し上げた金額が一番右側に入っております。この金額を科目別に振り分けた表でございます。22ページから24ページは振り分けの表でございます。

続きまして、25ページから26ページにかけましては、財務諸表に関する注記が続きます。

27ページは財産目録となります。

この表、最下段にあります正味財産につきましては、市からの出捐金1億円を含めて1億6,431万4,810円となっております。先ほどの31ページの一番下の数字と一致をしております。

以上のことにつきましては、28ページにありますように、去る5月10日に監査を受けておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

続きまして、32ページからは平成25年度の事業計画及び収支予算でございます。

平成25年度におきましても、文化芸術の中核拠点づくり、人と情報の交流拠点づくり、文化を生かしたまちづくりを基本方針としまして、引き続き劇場運営を行ってまいります。

項目2つ目にあります a 1 a まち元気プロジェクトにつきましては、従来の事業に加えて、ことしは高齢者の孤立防止や小さい子供を持つ親の支援という視点からも事業展開を新たにしております。

3つ目の項目については一部補足がございますが、この事業計画及び収支予算につきましては、本年2月の理事会及び評議員会において決議及び承認を受けておりますので、その資料を今回提出しておりますが、その後の動きとしまして、新年度を迎えて早々、文化庁より特別支援施設の採択を受けることができました。市議会議員の皆様には、文書で概要につきましてお知らせしたところでございますが、これは文化庁が総合的に支援する全国トップレベルの劇場・音楽堂等である特別支援施設、その1つとして可児市文化創造センターが採択されたというものでございます。

採択を受けましたのは、全国、今2,200あると言われている会館・ホールでございますが、そのうち15の施設が採択をされたものでございます。

4つ目としましては、現在、劇団文学座、新日本フィルハーモニー交響楽団と地域拠点契約を締結しております。演劇と、それからクラシックについて、その主軸となる幹を持ち合わせておることが事業運営の強みとなっております。その強みを生かした事業も今後も推進をしてまいります。

33ページからは、それぞれの事業計画の詳細を示してございます。

鑑賞体験促進事業につきましては、平成25年度は23の事業を計画しております。

また、平成23年度から開始しました市民の方による鑑賞モニター制度、これも引き続き行ってまいります。

35ページの一番下になります。35ページの一番下からは、まち元気・市民交流促進事業が続きますが、これにつきましても公益目的事業の重要な部門でございますので、今年度も作品づくりを続けてまいります。大型市民参加事業や a 1 a コレクションシリーズなど、作品づくりを続けて進めてまいります。

36ページの中段、ナンバー6というところでは、ことしはセラピードッグという、そういう切り口で1つ事業を行ってまいります。

その下からは、ワークショップ、アウトリーチに関するものでございます。

従来の事業に加えて、37ページでいきますとナンバー6にあるのが、先ほど総括の部分で御紹介しました小さい子供を持つ親、それから高齢者の方向けの事業を新規に開始してまいります。

続く38ページにつきましては、講座や芸術団体等の支援について説明をしております。

39ページの上段につきましては、市からの受託事業でございます。

続きまして、41ページから平成25年度予算になっております。

(1)経常収益といたしましては、数値の上から3段目、事業収益で5億6,397万2,000円でございます。

主なものとしまして、その下の入場料収益4,543万円、4段下になりますが利用料金収益3,300万円、その2段下、公演事業収入1,715万円と続いています。その下の指定管理受託収益につきましては4億6,000万円でございます。その3段下にあります受取国庫補助金につきましては、本年2月時の財団理事会及び評議員会においては2,600万円として決議及び承認を受けておりますが、先ほどの文化庁の指定によりまして、内示額も増額されております。必要に応じまして、今後補正等の対応をまいります。

経常収益の計といたしましては、中段にあります6億330万1,000円となっております。

その下の(2)経常費用につきましては、の事業費としまして5億2,560万2,000円でございます。

主なものとしまして、下から2段目、委託費2億4,479万円がございます。

42ページ上から3段目の管理費につきましては、7,769万9,000円となっております。

経常費用の計といたしましては、中段にあります6億330万1,000円となっております。

43ページからは、決算同様、縦横が逆になりますが、ただいま見ていただいた予算額を一番右側に記載して、それを科目別に振り分けたものでございます。

以上、大変説明が長くなりましたが、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況の説明を終わります。ありがとうございました。

委員長(澤野 伸君) これより質疑を行います。

質疑のある方。

委員(富田牧子君) 済みませんが、これは後から説明があるんですね。この平成25年度劇場・音楽堂活性化事業。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長(桜井孝治君) そうです。

委員(富田牧子君) ちょっと切って、あれではないですけど。

ちょっとだけ、新年度の事業についてお伺いしたいんですけど、この動物との触れ合いを心のケアに役立てるセラピードッグを活用した事業って、これってa l aがやる事業なんですかね。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長(桜井孝治君) a l aの考え方としてですけど、当然、文化・芸術というところを広く捉えておりまして、先ほどの子供だったり、高齢者の方だったり、このセラピードッグという癒やしというところは、議論はあるかと思いますが、現在はa l aのやるべき事業として捉えてやっております。

委員(富田牧子君) もう施設には、やっぱり民間でいろいろこういうのは行っているんですね、実はね。それで、本当にそういうのをやっているところは大変で、うちの息子のいる施設でもやっぱり来るんですけど、半分ボランティアみたいに来てもらうんだから、お金を出して、来てもらうわけですね。そういうところをお金があるからといってa l aがこういう事業をやって、ちょっといいのかしらということ、そことやっぱりかぶるところも

ありますし、もちろんだんな施設にも来ていると、そういうふうには思っておりませんが、いろいろ何でもアウトリーチであらうかとやっているのはいいんですけど、本当にほかにいろんな事業をやっているところとの兼ね合いも考えてもらわないと、大きな団体があればこれもやってしまえば、ほかのところはやれないのではないかというふうに心配しておりますけど。

委員（小川富貴君） 例えばですけど、犬のセラピードッグのやつはブッキングですか。それとも、ここの職員が犬を借りてきてやっておるんですか。ブッキングだったら、ブッキング費用が発生するわけでしょう。どうなんですかしら。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） この公演費用に関しましては、いわゆるブッキングといいますか、セットで犬も連れてきていただいてというふうに考えております。

委員（小川富貴君） 私は、29ページ、30ページの人件費、経常費用の中の事業費の中に給料手当というのがあります。それで、1枚めくって30ページの管理費の中にも給料手当というのが出てきます。ここの最初の人員のところを見ると全部で24人ですね。この中の誰が30ページになって、誰が29ページになっておるのかを教えてください。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） これは、特定の誰かというふうではなくて……。

委員（小川富貴君） 11ページに表示されているでしょう、職員が。その中の可児市職員とそうじゃない職員があるわけですけど、どういう振り分けになっておるのか教えてください。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 振り分けにつきましては、これは平成25年度の例になりますが、一番最後の46ページというのがございます。細かい数字が並んでおりますけど、こういう形で、1人の職員がこういう鑑賞事業に何%ついた、それから管理事業に何%ついたということを、課長以下は個人で、係員は係員全体で何%従事したという割合で割り振っておりますので、それによって割り振るという形をとっております。

委員（小川富貴君） 少なくとも財団法人、公営企業ですよ。それが、時間給に割り振るわけですか。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 時間給というふうではなくて、従事割合ということでございます。

委員（小川富貴君） じゃあ、少なくとも11ページで見る可児市職員という人以外の人たちが、事業費でも給料をもらって、こっちでも給料をもらってということになるわけですね。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 例えば、43ページ、縦横の逆の表がありましたけど、一度見ていただきたいと思います。

43ページ中段より下に、先ほどの(2)の経常費用がございまして、の事業費のすぐ下に給料手当がございまして。その一番右側の数字が先ほどの決算額でございまして、これを例え

ば、この職員は鑑賞事業に対して何%仕事をした、それから、まち元気について何%仕事をしたという割り振りをして、こういうふうに振り分けたものでございます。こういう形で決算をしております。

委員（小川富貴君） わかりました。

じゃあ総額で申し上げますと、およそ1億4,000万円ですよね。1億4,000万円の中で、職員給与を引くとどのくらいになるんですか。職員給与はこの1億4,000万円の中には入っていないんですか、入っているんですか。

わかりませんか、言っていること。まず、11ページの職員の事項がありますよね。その中に、備考で可児市職員と打ってあるのがありますよね。その4人は、ここのページの29、30の給料手当の中に入っていますが、入っていませんか。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 可児市の職員もこの中に入っております。

委員（小川富貴君） どのくらい引いたらいいですか。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） ちょっと済みません、そのあたりは手持ちの資料がないものですから、即答することはできません。

委員（小川富貴君） 一般的に、舞台の制作者というのの給料は、ちまたでいうときは本当にかわいそうなくらい低いんです。でも、これで見ますと、およそ600万円が平均したときに支給されているというのがあるから、可児市文化創造センターというの、舞台の職員ですよ。細かに走るADと言われる下の徒弟が残っていますから、本当に安い金額で使われているんですけれども、ちゃんと身分保障された職員になっているということがあるんですね。だから頑張れる、だから若い人たちも仕事をするということもあると思うんですけど、一般から見たら本当に恵まれているという状況が、可児市文化創造センターが作り出している実態としてあるということは、やっぱりみんな知っておかなきゃいけないと思いますし、私はそういう意味ではちょっと高いな、もう少し抑える努力はできるんじゃないかな。でも、なれてしまっているから、どうもできないのかもしれないんですけれども、一般的な名古屋なんかで舞台関係で働いている人たちと比べると、かなり高いということを認識しておいていただきたいなというふうに思います。

委員長（澤野 伸君） ほかに質疑ございますでしょうか。

委員（富田牧子君） 地域拠点契約事業の推進のところですけど、この文学座と新日本フィルハーモニー交響楽団の2団体との契約は、一体どれぐらいまでになっているのか、ちょっと教えていただきたいです。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 契約につきましては、3年ごとの契約をしております。現在2回目の契約の2年目ですから、通算して5年目になっております。最初に契約したときから、最初3年間、それから契約を更新しまして2年目ですから、5年目になっております。

委員（富田牧子君） そうすると、来年度で一応2回目は終わって、その後どうするかとい

うことは、また別ですよ。もっとほかのが見たいという人もありますので。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） それもいろんな御意見あるかと思いますが、現在両方とも、文学座、新日本フィルハーモニー交響楽団とも大きな柱となっておりますので、その時点では当然更新時に考えるところですけど、引き続き行っていきたいという大まかな方針は持っております。

あとは、この2つ以外には、例えば音楽を呼ばないとか、演劇を呼ばないということでは当然ありませんので、この2つを軸としてという意味でございます。以上です。

委員（小川富貴君） 先ほどの御説明の中で、広域の核としてという御説明がありました。おおよそどこを指して、エリアとして、広域というのはエリアがあるわけですよ。どういうエリアを指しての広域の核という位置づけになっていますかしら。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 広域の核というところでは、多分来客する範囲ということか、影響を与える範囲ということかと思いますが、今まで従来につきましては中核という指定を受けていたこともありますので、やはり県レベルでリードしていくというふうに自負をしておりました。

ただ、今回指定も変わりましたので、これから先はもう少し広い視野を対象にしていくべきかなあと思いますけど。

委員（小川富貴君） 広域の核という言葉が説明の中に出てきたときは、補助金のところで広域の核としての補助金のこの額だという説明があったように覚えているんですけど、そういったところではどうなんですか。その視点からお聞きしているんですよ。そういう説明じゃなかったですか。

そうですよ、29ページの補助金の受取補助金等の説明の中で、広域の核としてのこれだけの補助金という説明があったもんですから、その広域というのはどの程度の広域を指して広域とされているのか。補助金のこれを算出するに当たっての広域っていうのはどの程度が見込まれて広域とされているのかという質問です。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 29ページの表に関しましては、地域の中核という視点ですから、県内を想定しております。

委員長（澤野 伸君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

報告事項2．平成25年度「劇場・音楽堂等活性化事業」（特別支援施設）採択についてを議題といたします。

参考人、引き続き説明をお願いいたします。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） それでは、引き続きよろしくをお願いいたします。

平成25年度「劇場・音楽堂等活性化事業」（特別支援施設）採択について御報告をいたします。

資料につきましては、先日お配りしたものを用意させていただいております。

このことにつきましては、先ほどの経営状況説明の中でも関連がございましたので、先に一部御紹介いたしましたが、可児市文化創造センターが、文化庁が指定する見出しの事業につきまして、特別支援施設に採択されましたので、ここで改めて御報告をさせていただきます。

この事業につきましては、昨年6月に施行されました劇場・音楽堂等の活性化に関する法律の制定に伴って、その活性化と地域コミュニティの創造と再生を推進するために文化庁が支援するものでございます。

全国に2,200あると言われている劇場・音楽堂等のうち、文化庁が活動を支援するのは大きく2つございます。1つは、我が国のトップレベルの劇場・音楽堂等を総合的に支援する特別支援事業というもので、今回全国で15の施設が採択をされました。もう1つは、地域のリーダー的役割を担う劇場等を個別の活動単位で支援する活動別支援事業で、今回は全国で89の施設が採択をされています。

可児市においては、昨年まで、従来からは地域のリーダー的役割という、そういう助成は受けておりましたが、今回初めて平成25年度から、国内のトップレベルの劇場ということで採択をされたものでございます。

ほかの14の採択都市を見てみますと、人口100万人以上の都市がたくさん並んでおります。人口10万人というものは群を抜いて低くといえますが、最小という単位となっております。これは全国的に見ると数の上でいきますと、やはり中小都市、中小のホールが圧倒的に多いものですから、人口が少なくても何とか全国の見本になるようにという、そういうことと受けとめております。

今回採択されたことによりまして、今後5年間、音楽とか演劇などの芸術の創造事業、専門的人材の育成、それから啓発事業に対して支援の対象としていただけます。平成25年度につきましては、4,777万円の内示を受けました。

なお、補助率につきましては、2分の1でございます。

可児市文化創造センターの特徴でありますワークショップとかアウトリーチ、この多くを行うa1aまち元気プロジェクトと呼んでおりますけど、これや、俳優とか演出家が可児市に滞在をして芝居をつくり上げていくという、そういう発信事業などの取り組みが評価されて、この採択につながったものと捉えております。

今後も市民の皆さんに愛される劇場として運営を進めてまいります。以上です。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは質疑を行いたいと思います。質疑のある方。

委員（富田牧子君） まずは、それは努力をされた結果なので大変おめでたいことだというふうには思いますけれど、この5年間、これは毎年額は4,777万円という確定ではなくて、その年によって額は違うということでしょうか。

それと、このお金をいただけるのは、対象が限られているということで、何でも使えると

というわけではないということでしょうか。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） まず、金額につきましては、毎年金額は変わっておりますので、この金額につきましては平成25年度という限定でございます。来年度以降につきましては、文化庁の総額によって配分がされますので、金額については未定でございます。

それから、対象事業につきましては、今回でいきますと a 1 a が平成25年度に行う18の事業に対して交付がされております。

ちなみに、施設改修などには使えないという補助金になっております。以上です。

委員（富田牧子君） 18の事業という、番号でいうと何番ですか。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 番号が前後するかもしれませんが、最初に a 1 a コレクションシリーズ「秋の螢」、36ページの2番・3番が例えば1つでございます。それから、前のページの35ページの一番下になりますが、マイタウン可児の物語も対象でございます。こういう形で全部言っていけばいいですかね。

委員（富田牧子君） ついでに聞きますけど、36ページの6番みたいなのは対象事業ではないんですか、あるんですか。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 6番も対象事業となっております。

委員（富田牧子君） こういうのも対象事業になるわけですか、セラピー犬の、こだわるようですけど。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） そうですね。新たに行う創造的な事業ということで、活性化に関することですので対象となっております。

委員長（澤野 伸君） ほかに質疑ございますでしょうか。

委員（富田牧子君） これだけお金がいただけて、そのほかに市のほうでは、実際には随分なお金を出しているわけですが、そうすると、でも契約ですので毎年出すお金は、これをもったからといって減らせるわけではないですかね。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 今回、補助金を当初の予定よりもたくさんいただいたことによって、金額は2,000万円ほど増額となっております。まずは最初の予算額、ことしの予算額を見ていただいてわかるかと思いますが、予算額が減少しております。一方で、行う事業は昨年度よりふえておりますので、実際に予算査定をするときには個別の事業を査定減して今回の予算を組んできたという事業がございます。

そういう意味から、まず今回増額分につきましては、その査定減した部分、できなかった部分に充てたいというふうに考えております。以上です。

委員（酒井正司君） 非常におめでたいことなんですが、非常に個人的な感想で言いますと、やはり館長の手腕であり、人脈であるような、そこにおんぶしているような気がするんですよ。

幸いにして、今度の支援のあり方で、人材養成または普及啓発事業に対しという項目が入っています。ここの部分、非常に大事だと思うんですが、この辺の検証ですよ、P D C A といいますかね。その辺、どういうふうにお考えでしょうか。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 人材育成ということに関しましては、職員自体が外に出かけるということも当然考えておりますし、特別支援の役割として、ほかからの職員を受け入れるという制度もございますので、そういう形で職員のレベルアップを図っていきたいと、そんなふう考えています。

委員（酒井正司君） これだけお金をいただけるということは、それに見合う行動をしなきゃいかん。じゃあ、それをどう評価し、どう報告するんでしょうか、数字であるとか。

特に人材育成というのは非常に数字にあらわしにくい部分ですが、私どもに見えるような形で、何らかの公表というのはあるんでしょうか。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） 人材の評価とか、事業の評価ということになるかと思うんですけど、今指定管理の制度もございますので、その切りかえ時にもかかってくるかと思えますけど、外部による評価とか、それから理事会・評議員会における意見なども参考にして進めていくという、そんなような考えであります。

委員長（澤野 伸君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

参考人の方にはまことにありがとうございました。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（桜井孝治君） ありがとうございました。

委員長（澤野 伸君） 参考人の方は御退席ください。ありがとうございました。

ちょっと皆さんにお諮りしますが、このまま続けてもよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

報告事項 3 . いじめ防止専門委員会24年度活動状況報告と25年度通報・相談受付状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

人づくり課長（瀧新吾君） それでは、本日の資料ナンバー 2、活動状況報告書をごらんください。

これは、可児市子どものいじめの防止に関する条例の規定によりまして、平成24年度の活動状況の報告を、いじめ防止専門委員会から市長にしたものでございます。

1枚めくっていただきまして、まず活動状況報告でございます。

1つ目のいじめ相談等の状況でございますが、平成24年5月から27件のいじめの相談・通報を受けまして、そのうち22件を終結扱いといたしております。この22件の中には、匿名で通報を受けたために当事者を特定できない6件も含まれております。

2番目の会議の開催状況でございますが、条例を制定しまして、正式な専門委員会となっ

てからは、下の2つ、11月と3月の2回の会議でございますが、条例施行前の段階においても、準備会、あるいは専門委員の会議という形で合計4回開いております、その中で通報や相談を受けたいじめの事例についての協議なども行ってきております。

3番目の個別ケースの検討ということでございますが、これは委員が参加したケース検討が2回ということでございます。

4番目で、関係者との懇談ということで、尾木特別顧問との懇談、また中学校については全6校について委員が訪問して懇談をいたしております。

次のページへ行っていただきまして、小・中学校教職員と事務局職員との懇談ということで、こちらは事務局のスタッフがこうした可児市のいじめ防止の取り組みをスタートするに当たって、夏までの間に3回にわたって学校を訪問しております。1回目、2回目については、その下5番の広報・啓発活動の小・中学校訪問を行ったものでございます。

そのほかに、小・中学校における啓発ということで、小学校2校と中学校2校において、全校集会や人権集会という場にお招きをいただいて、条例のお話などをさせていただいております。

また、保護者や市民向けということで、講座あるいは小集会などに出向いてお話をさせていただいたり、また市外で行われたパネルディスカッションなどのパネリストとしても招かれたりしております。

次に、実際に27件受けた内容についてでございます。

まず1つ目の経路別の受け付け状況ということでございますが、一番多いのが保護者、合計で13人。半分近くが保護者からの通報でございました。次に多いのが市の福祉事務所で4件。そのほかに学校や教育委員会から、あるいは子供本人から2件というような状況でございました。

次に、いじめの種類別、それから年齢別の受け付けの状況ということでございます。

いじめについて、物理的なものと心理的なものというふうに大きく区分をいたしまして、合計としては、物理的なものが13件、心理的なものが14件ということでございますが、細かいもので多いものとしては、たたかれたりけられたりするといった暴力が全体で12件、そのほかには、心理的なもののほうですが、悪口が7件といったような状況です。

また、学年別に見ていきますと、一番多いのは中学生、この3学年で10件、全体の37%。次に小学校4年生から6年生までの高学年で7件、約26%、次いで小学校の1年生から3年生までの低学年で6件、約22%といった状況でございました。

それから、申しわけございません、きょう追加で配らせていただいた分が抜けておまして、きょうお配りしたものは、いじめの種類別で、どのような調査や支援などを行ったかというものでございます。

こちらも物理的、心理的というようなふうに区分をいたしまして、まず調査については本人や保護者、それぞれ関係の方々に調査をするといったことを行っております。

判定のところでは、全てのケースについて検討を行い、支援のところでは、助言については

17件。例えば、この助言については保護者の方が学校の先生に相談するかどうかを悩んでいたようなケースで、専門委員会の事務局からも連絡をとりますけれども、直接相談されたほうがいいですよというような助言をさせていただいたり、また精神的に不安定な子供の相談のケースでは、専門委員会の委員から精神科を受診するようなお勧めをさせていただいたりしております。

次の支援については4件ですけれども、これについては被害を受けたお子さんや保護者の不安を受けとめるようなサポート面接などを行っております。

次の調整については、これは例えば保護者の方が学校に相談をしてきているんだけど、事態がよくなるというような訴えに対して、委員会の事務局が学校での対応の状況を調査し、そのことを保護者の方にお伝えすると。それによって保護者の方も学校の取り組みの状況を理解されて、その後双方の関係がよくなって、協力していじめの解決に向けて動きができたというようなことでございます。そういった活動をしてきております。

続きまして、平成24年度の活動の成果と課題というものをまとめております。

成果につきましては、先ほど申しましたように、27件のいじめに対応して一定の解決を見てきておるというようなこと。2つ目でございますが、この委員会が通報や相談を受けたいじめの調査や判定などの支援を行っていく体制が整えられてきているということでございます。3つ目としては、こういったいじめ防止の取り組みについて、小・中学校にも事務局や委員が直接お邪魔をしまして、いろんな意見交換、情報交換をすることによって理解が得られてきておる、協力も得られてきておるといふこと。4つ目としては、保護者や市民に対しても尾木特別顧問の講演会、あるいはさまざまなチラシなどによるPR、そういったことを通じて一定の理解が得られてきているということが言えると思います。

課題としては、子供本人から相談しやすい窓口にするということで、27件のうち、子供単独で相談に来られたのは2件だけということでしたので、それを改善していくということが課題になっております。

次のページに参りまして、課題の2つ目としては、委員会の専門的機能をより相談に生かすということで、これまでも相談のあった件については委員の助言などを受けて進めてきておりましたけれども、よりタイムリーに動いて、困難なケースにも対応していきたい、いく必要があると。

それから3つ目としては、加害側からの相談を受けとめるということで、平成24年度は加害者側からの相談はございませんでしたが、やはりいじめの解決に当たって、加害者側への対応も積極的に行っていく必要があるということです。

また、広報・啓発については、やはり学校との連携・協力をさらに進めていくということ。それから2つ目として、保護者や市民の皆さんなどへの啓発を通じて、市を挙げていじめをなくしていくんだと、そういう機運づくりを進めていくということが上げられました。

それを受けまして、次に平成25年度の活動計画というものが出されてまいります。

基本方針としては2つございまして、1つ目はやはり相談のあったいじめの案件について、

一つ一つ丁寧に対応して解決を図っていくということ。それから2つ目は、さらに広報や啓発に努めていくということでございます。

具体的な取り組みとしましては、通報や相談への取り組みとして、月曜日、17日から市のホームページからの相談を受け付けるというものでございますが、それを始めております。

また、小・中学生の皆さんに相談先、専門委員会のフリーダイヤルですとか、先ほどのインターネットによる相談の受け付け、そういったものを載せた相談カードを夏休み前に配りたいということで、今準備を進めています。

それから、委員会と事務局との連携ということで、今年度は委員会の会議を定例化をしていく、あるいは今まで以上に電話やメールによる連絡も密にとるといったようなことでございます。

それから、学校と協力して、加害者とされる側の子供や保護者の対応も今年度取り組んでいきたいということです。

次に、委員会の開催ですが、年6回定例化。それから、去年は委員が中学校を訪問しましたが、今年度は小学校を訪問するというので、この時点では6校になっておりましたが、何とかもう1校ふやして7校行くということで調整をしております。

それから、広報・啓発についても積極的に行ってまいります。特に保護者、PTA、家庭教育学級、子供会といった保護者の関係ですとか、青少年の育成の関係、自治会との連携を強めた啓発を行っていくというものでございます。

活動報告としては以上でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑のある方。

委員（富田牧子君） 前に言っていたネットパトロールみたいな学校裏サイトのパトロールがこの4月から岐阜県も県の教育委員会で始められたということで、よかったなと思っ
ているんですけど、そういうことで何か可児市に関係することはありませんでしたか。

人づくり課長（瀨瀬新吾君） 今のところそういった情報はいただいておりません。

委員（富田牧子君） もう1点ですけど、今年度新たに活動の中でインターネットによる相談の受け付けなんですかね。相談内容までネットによるのかどうなのかということをお伺いしたいんですけど。

人づくり課長（瀨瀬新吾君） 相談の受け付け、最初の第一報をこのネットを通じていただいて、そこで例えば面接したり、電話したりする時間を打ち合わせして、相手の都合を聞きながら、できるだけ希望に添う形で相談などを進めたいというものです。以上です。

委員長（澤野 伸君） 平成25年度通報・相談受付状況について、説明がまだ進んでなかったのでしょうか。申しわけありません、ちょっと私のほうが先に行ってしまう、済みません。

人づくり課長（瀨瀬新吾君） 失礼しました。

資料3の説明を漏らしておりましたので、行わせていただきます。

平成25年度に入りまして、5月までの2カ月分の相談の状況でございます。

これまで2カ月で5件、4月はなかったものですから、この5件は全て5月に受け付けをしたものです。

相談の受け付けの経路としましては、保護者の方が2件、あとは市役所の職員を通じて、また近隣とか知人、市民からというようなことになっております。

内容としましては、暴力に類するものが2件、悪口が2件といったものになっておりまして、学年としますと中学生が全体で2件、小学校の高学年が2件、低学年が1件というようなことでございます。

6月に入りまして、きのう現在で3件の受け付けをしておる状況でございます。

いろいろ啓発なんかもしてきております。そういったものを通じてこういうものが知られたこともふえている要因かなというふうに考えております。以上です。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは質疑を続けたいと思います。質疑のある方。

副委員長（板津博之君） 先ほどのネットでのいじめの相談受け付けですけれども、ちょうどきょうの中日新聞にも載っておりましたけれども、周知の仕方ですね。恐らくこれは、子供本人がなかなか電話ができないところを補完するための窓口だと思うんですが、子供にどうやって周知をするかというところを教えてください。

人づくり課長（瀧瀬新吾君） 現在のところ、広報かのに6月15日号に載せておりますけれども、先ほど申しました夏休み前に子供たちに配る相談カードの中に、このインターネットでの相談の受け付けというものも載せてPRをしていきたいと思っております。以上です。

委員（小川富貴君） つい最近のことですが、道に、助けてと書いてあって、その上に3人ほどの名前が書いてあったという事例があったんですね。その写真を撮ってあるのを見せていただいたんですけれど、それを見られた方は、学校ではなく、すぐ別のところに相談をしたということをおっしゃるんですけれど、この紹介していただいたものを見ても、学校からというよりも、直接父兄からという数が見てとれるんですけれど、そこら辺はどういうふうに捉えていらっしゃるんですか。そういう実態をどういうふうに把握していらっしゃるんでしょうかというふうに聞いたほうがいいですね。

人づくり課長（瀧瀬新吾君） 学校からの相談が少ないという趣旨でございますか。

委員（小川富貴君） 結果的にはそうなんですね。

人づくり課長（瀧瀬新吾君） 学校でもいじめの対応はとっておられます。

その中で、この専門委員会に相談してくるという判断を学校でされておるんですけれども、やはり学校だけでは解決に導くのが難しいケースもありますし、それから初期段階、早い段階で相談したほうがいいということで声をかけていただくケースもありますけど、現状としては、確かに数はそんなに上がっておりません。

ただ、専門委員会の中でも、そのこと自体が、学校からの通報の件数について、よしあしとかというようなお話は出ていないというような状況です。

委員（小川富貴君） よしあしはわからないんですよ、それはね。わからないんですけど、いわゆる学校からの相談件数というのは、学校でひょっとして手に負えなかったり、もう少し広く意見を聞きたかったりということで学校からの相談が入っているんだろうと思うんですけど、学校内部で解決して、学校内でまだ実際は起きているというものをつかんでいたとしても、学校内部で解決しているということもあり得るわけですよ。

人づくり課長（纈纈新吾君） そうですね。学校の中で解決しているものもありますし、あと学校から委員会に来る前に、保護者とか子供から相談が来て、学校に問い合わせをすると学校も実際に対応しているというケースもございますので、その後先の話はありますけれども、結果的に学校に対応しているケースに専門委員会がかかわっていくというものもあります。以上です。

委員長（澤野 伸君） ほかに質疑ありますでしょうか。

副委員長（板津博之君） 今後の課題という部分で、加害者側からの相談を受けとめる対応力をつけることということがあったわけですが、ちょうど尾木ママ、尾木直樹さんの講演会でもあったかと思うんですけど、いじめられる子はなくせない。だけれども、いじめる子をなくすような教育、なくすことはできるというか、そういう教育をしていかななくてはいけないというような話があったかと思うんですけど、具体的にこの加害者側からの相談を受けとめる対応力をどのようにつけていくかというのは、何か腹案があるんでしょうか。

人づくり課長（纈纈新吾君） 加害とされるいじめている子供を、やっぱり教育的なかかわりを持って、いじめないような子供に育てていくという意味でして、それについては、やはり教育現場で継続的にかかわっていくことが一番有効だとは思っています。

ただ、加害者側のお子さんの状況によっては、委員会としてサポートできることもあると思いますので、今後、そのケースによって、委員会としてできるだけ対応していくというものでございます。

副委員長（板津博之君） ということは、そのいじめが発覚した場合に、いじめた子のほうにも何らかのそういう対応をしていくということですね。

人づくり課長（纈纈新吾君） 状況によって、かかわってまいりたいということです。以上です。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

委員（小川富貴君） いただいた資料で、一番最後、可児市いじめ専門委員会通報相談4月5月の下のところで、未就学児童、それから16歳以上と不明という項目がつけてあるんですね。

条例は子どものいじめの防止に関する条例ですよ。委員会としては、でも可児市いじめ防止ですから、要するに未就学も16歳以上も、ひょっとしてそれ以上も守備エリアとして考えていらっしゃるんでしょうか。

人づくり課長（纈纈新吾君） あくまで条例上、制度的には小・中学生を対象としておりますが、子供から、あるいはその子供の保護者という側から、要するに具体的には高校生など

になると思いますけれども、相談が寄せられたときにはまずお話を伺って、その内容によって、例えば高校にその状況を伝えて対応を依頼するすとか、例えば子供相談センターに情報を伝えてとか、関係する機関につなげるということは、この条例によりませんが、実際にこの委員会として対応をしております。

委員（小川富貴君）　じゃあ、とりあえず高校生までということですね。社会人は入らないですね。

人づくり課長（瀧本新吾君）　現在のところ高校生までで対応してきています。実際に相談があったのも、高校生のものはありました。

委員長（澤野 伸君）　ほかにございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

報告事項４．可児市体育施設の設置及び管理に関する条例及び可児市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君）　それでは、可児市体育施設設置及び管理に関する条例及び可児市都市公園条例の一部改正について御説明させていただきます。

資料のほうはございませんので、口頭で説明をさせていただきます。

こちらのほうは、９月議会に議案として出させていただく予定のものでございます。

まず、可児市体育施設の設置及び管理に関する条例のほうでございますが、こちらのほうは現在建設中の野球場が平成26年度に開場となることに伴いまして、条例の一部を改正するものです。

その内容といたしましては、条例の第２条の名称及び１、２、仮称でございますが、可児市民野球場を追加、第６条の使用料に野球場の使用料を別表に追加するものでございます。

また、可児市都市公園条例につきましては、第１条の２、第１項の表の都市公園に、可児市運動公園を追加するものでございます。

可児市運動公園につきましては、今現在坂戸にございます総合運動場、それから坂戸市民テニスコート、可児市Ｂ＆Ｇ海洋センター、弓道場、ウエトリフティング場、馬事公苑、今回できます野球場を含めた形で可児市運動公園として追加をする予定でございます。以上でございます。

委員長（澤野 伸君）　それでは質疑に入らせていただきます。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

委員長（澤野 伸君）　発言もないようですので、次の議題に移らせていただきます。

報告事項５．可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

人づくり課長（瀨瀬新吾君） それでは、可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部改正ということで、こちら申しわけありません、資料はございません。

昨日、与野党6党の共同提案でいじめの防止の推進に関する法案が国会に出されたという報道がされ、6月26日に成立見込みというふうに報道されております。

ただ、法案については、けさも衆議院、参議院の議案のホームページを見ましたが、まだ載っていない状況でございます。

この法案の成立を受けて、可児市の条例としても必要な改正について検討しまして、現在の予定では、12月の議会にこの改正条例案を上程させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

何か質疑ございますでしょうか。

委員（富田牧子君） 国で今まで2案が出ていて、それが6党の共同提案でまとまったということですが、私も内容については詳細はよくわかりませんが、例えば子供を縛る内容であったりとか、それから保護者はかくあらねばならないみたいなこととか、いじめたことに対しては厳罰を与えよというふうな内容になるかもしれませんし、そういうふうにならなければいいというふうに願っておりますけれども、そういうふうにならなくても、今回私この可児市のいじめの平成25年度の状況の中でも、加害の子供にも相談を受けるとか、そういう大変柔軟な対応でやっていただけるという今の可児市の条例の細部まで変えないでいただきたいと。本当に用語の定義とか、そういうのは違っていたらやっぱり直さなきゃいけないんで直していただきたいですけど、検討するときに、せっかくならば可児市の条例を厳しくするような内容はぜひやめていただきたいという要望を言っておきます。

委員長（澤野 伸君） ほかにございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、本日の案件は終了させていただきます。

なお、議会基本条例第11条3項に、常任委員会の改選が行われるときは、所管事務調査及び政策提案の内容を取りまとめ、次の常任委員会へ引き継がなければならないとありますが、引き継ぎすべきと思われる事項について、少しお話をさせていただきたいと思っております。

当委員会では、空き地・空き家条例の施行も含めて、調査・研究を進めてまいりました。視察も含めまして、市内の空き家の状況を皆さんで確認をさせていただいたところでもございます。また、こういった取り組みについて、当委員会では行ったということを御報告、引き継ぐかどうかは次の委員会の判断に任せたいと思っておりますが、行ったということを次の委員会のほうに御報告をすると。引き継ぐというか、御報告するという格好でいきたいなというふうに思いますが、皆さんの御意見を伺いたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

あと、何か追加事項がございましたら。

委員（酒井正司君） それは事実で当然だと思うんですが、ただ条例の制定に向けて検討するということは一度合意されているので、その部分も入れるべきじゃないかと思いたすけれども。

委員長（澤野 伸君） はい。取り扱いを我々の委員会としては検討するというものでありましたが、改選があって、我々としては平成24年度の部分では検討するというもので進めてまいったということで、次に申し送りたいと思います。次のところでの継続の判断というのは、次のほうに委ねたいなというふうに思いますがよろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

あと何か追加で、こういったことを報告で入れたほうがいいのかということがありますれば。またおいおいでも構いませんので、私が副委員長のほうに申し出をいただいて、また皆さんにお諮りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、何か委員の皆さんのほうでございましたら。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で建設市民委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時36分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 6 月19日

可児市建設市民委員会委員長